

愛犬と一緒に守ってほしい

ルールとマナー

毎年4月から6月は「狂犬病予防注射月間」です。この機会に犬を飼ううえでのルールやマナーを改めて考えてみましょう。

犬を飼うときの義務

町に犬を登録することと、年1回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。

○犬の登録を必ずしましょう

生後91日以上の子犬を飼いだしたときは、生涯1度の登録をします。登録時に「犬鑑札」が交付されます。

登録手数料 3,000円

登録場所 役場環境課、集合注射会場、一部の動物病院



▲犬鑑札



▲狂犬病予防注射済票

○狂犬病予防注射はかかりつけの動物病院で

毎年1回狂犬病予防注射を受けさせ、狂犬病予防注射済票の交付を受けることが義務付けられています。かかりつけの動物病院で受けさせましょう。かかりつけの動物病院がないなど動物病院で受けることが難しい場合は、集合注射で受けさせましょう。

狂犬病予防集合注射

本年度の狂犬病予防集合注射を実施します。登録犬には役場から案内はがきを送付します。はがきの内容に変更がある場合は、役場環境課までお知らせください。注射はこの会場でも受けることができます。

集合注射代金 3,150円

※注射会場で新規登録をする場合は別途、登録料3,000円が必要です。

平成30年度狂犬病予防集合注射日程

実施日	時 間	場 所
5月14日(月)	午前9時30分～9時55分	緑ヶ浜区公民館
	午前10時5分～10時40分	杜の宮運動施設駐車場
	午前10時50分～11時10分	湊区公民館
	午前11時20分～11時40分	下府1区公民館
	午後1時～1時35分	湊坂中央公園
	午後1時45分～2時10分	夜臼1区公民館
5月15日(火)	午前9時30分～9時40分	的野区公民館
	午前9時50分～10時	佐屋集会所
	午前10時10分～10時25分	立花口区公民館
	午前10時35分～10時55分	花立花区公民館
	午前11時5分～11時20分	原上区公民館
	午前11時30分～11時50分	三代区公民館
	正午～午後0時35分	沖田中央公園駐車場

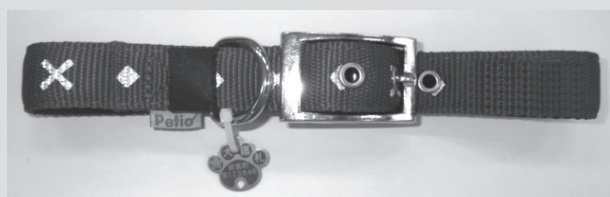
※当日、犬の体調などを獣医師が判断し、注射できない場合があります。また、犬が興奮し暴れるなどした場合は安全確保のため、注射をお断りすることがあります。

問い合わせ先
役場環境課
☎963-1732(直)

犬を飼うときのマナー

○鑑札・注射済票を装着しましょう

犬鑑札と注射済票を装着することは、法律で義務付けられています。もしも犬が迷子になっても、犬鑑札と注射済票がついていれば、番号から飼い主が特定でき、確実に飼い主の元に帰ることができます。屋内で飼っている犬も雷などに驚いて逃げ出すこともあります。必ず装着しましょう。



▲結束バンドによる札の装着方法

○散歩中のフンや尿の処理をしましょう

散歩中のトイレのマナーについては役場に多くの苦情が寄せられています。散歩はトイレを済ませて行くようにしましょう。散歩中にフンをした場合は持ち帰り、尿は水で洗い流しましょう。フンや尿を片付けることは、最低限のマナーです。

○散歩時はリード(綱)を外さないようにしましょう

よくしつけられた犬や小さな犬であっても苦手な人がいます。また、犬が迷子になることもあります。リードは絶対に外さないようにしましょう。

○正しいしつけをしましょう

鳴き声など飼い主には気にならないような行動でも、不快に感じる人もいます。無駄吠えをしないようにしつけましょう。体調やストレスが原因で吠える犬もいます。動物病院などに相談してみましょう。

もしものときは…

犬が迷子になったら…

すぐに役場環境課、粕屋保健福祉事務所、交番に連絡してください。保護された犬は収容期間内に連絡がなければ、譲渡先が見つかった一部の犬を除いて殺処分されます。いなくなったことがわかったら、すぐに探しましょう。

また、犬鑑札を首輪につけていると飼い主を特定できるので、必ず首輪に犬鑑札をつけましょう。

粕屋保健福祉事務所保健衛生課

☎ 939-1744 (直)

新宮交番

☎ 963-0110 (直)

狂犬病とは？

狂犬病は犬だけでなく、人を含めたすべてのほにゅう類に感染します。発症すると治療がなく、ほぼ100%死に至る恐ろしい感染症です。

平成25年には、50年以上狂犬病の発症がなかった台湾でも発生し、世界各国で依然として発生しています。愛犬を守るためだけでなく、人への感染を防ぐためにも予防注射を受けさせましょう。



犬が死亡した場合、 飼い犬の登録内容が 変わったら…

犬が死亡した場合や、町内で住所や飼い主が変わった場合は役場へ届出が必要です。また、町外へ転出する場合は、引越先の市町村で登録変更の届出をしてください。

犬が人を かんでしまったら…

すぐに病院などでけがの手当てをし、誠意をもって対応しましょう。かんだ犬はしっかりとつなぎ、再発防止に努めてください。

また、事故の発生を粕屋保健福祉事務所に届け出なくてはなりません。